

◇大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 短期入所又は施設入所支援に係る障害者支援施設の利用料金の額の上限を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課)